

記入例

一級

二級 建築士事務所廃業等届
木造

建築士事務所を廃業したので、建築士法第23条の7の規定により次のとおりお届けします。

平成 25 年 6 月 17 日

住 所 さいたま市大宮区大宮1-1-1
届 出 人 埼玉設計株式会社
氏 名 代表取締役 埼玉 太郎
(開設者と届出人の関係 本人)



(あて先名)
埼玉県指定事務所登録機関
一般社団法人埼玉県建築士事務所協会会長
記

個人登録 : 個人印
法人登録 : 法務局登録印

建 事 築 務 士 所	建築士事務所名称	埼玉設計(株)一級建築士事務所		
	建築士事務所所在地	〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1		
開 設 者	氏 名 (法人にあつては名称)	埼玉設計株式会社		
	住 所 (法人にあつては所在地)	さいたま市大宮区大宮1-1-1		
	法人の役員の氏名 及び役名	代表取締役 埼玉 太郎 取締役 埼玉 和夫、埼玉 花子		
管 理 建 築 士	氏名	浦和 始	1級建築士 第142600号	
登 録 番 号	平成 23 年 2 月 14 日(1)第 7777 号			
廃 業 等 の 年 月 日	平成 25 年 6 月 16 日			
廃 業 等 の 理 由 (具 体 的 に)	・建築士事務所の業務廃止の為 ・個人→法人登録区分の変更の為 ・管理建築士退職の為 ・他県移動の為 など			
	※他県移転の場合は勤務先の住所を記入して下さい。 〒 TEL			

- ※次頁を参照の上記入して下さい。
- ※廃業届は**正本、副本**の**2部**提出して下さい。
- ※現在登録してある**登録通知書**及び**登録申請書(副本)**を返却して下さい。

* 廃業等の届出(建築士法第23条の7)

- 1 建築士事務所の登録を受けている開設者が、次の事項に該当することとなった場合、下欄の者は30日以内に、埼玉県指定事務所登録機関に届け出なければなりません。

廃業等の事項	届出人	必要書類
1 建築士事務所の業務廃止	開設者	登録通知書及び登録申請書(副本)
2 登録区分の変更(個⇔法、級変更)		
3 建築士事務所の開設者の死亡	相続人	
4 建築士事務所の開設者の破産	破産管財人	
5 法人が合併による解散	役員であった者	登録通知書及び登録申請書(副本) 閉鎖後の登記簿謄本
6 法人が上記以外の理由による解散	清算人	

- 2 廃業届は**正本、副本の2部**提出してください。
- 3 **登録通知書及び登録申請書(副本)**を返却してください。また廃業等の事項が5または6の場合は閉鎖後の登記簿謄本を添付してください。